

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が、年次改善：2011－2013 年サイクルを公表

目次

- ・ なぜ本修正を公表したのか？
- ・ いつ新しい要求事項が適用されるのか？
- ・ 本修正によりどのような変更があったのか？

要点

- ・ 本修正は以下の基準に影響をあたえる。
 - －IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」－「有効な IFRS」の意味の明確化
 - －IFRS 第 3 号「企業結合」－共同支配企業についての範囲除外の明確化
 - －IFRS 第 13 号「公正価値測定」－ポートフォリオの例外の範囲の明確化
 - －IFRS 第 40 号「投資不動産」－IFRS 第 3 号と IAS 第 40 号の間の相互関係の明確化
- ・ 本修正は、2014 年 7 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

本 IFRS in Focus は、年次改善プロセスで公表された、4 つの国際財務報告基準 (IFRSs) の最近の修正を要約したものである。

なぜ本修正を公表したのか？

国際会計基準審議会 (IASB) が公表した「IFRS の年次改善 2011－2013 年サイクル」は、年次改善プロセスで公表された 6 回目の修正の集合体である。年次改善プロセスは、必要性があるが、緊急ではない IFRS に対する修正を行うために設計されている。

いつ新しい要求事項が適用されるのか？

本修正は、2014 年 7 月 1 日以後開始する事業年度から、将来に向かって適用される。早期適用は認められる。特定の経過措置は、以下の関連する項目に含まれている。

企業は、他の全ての修正を早期適用することなく、「IFRS の年次改善 2011－2013 年サイクル」に含まれる個別の修正を早期適用することが認められる。

詳細は下記ウェブサイトを参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

本修正によりどのような変更があったのか？

IFRS	トピック	修正
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」	「有効な IFRS」の意味	まだ強制となっていない新規の IFRS が早期適用を認めている場合、初度適用企業は、当該 IFRS を適用することが認められるが、要求はされないことを明確化するために、結論の根拠が修正された。企業が新規の IFRS の早期適用を選択する場合には、新規の IFRS を、表示する期間全体を通じて遡及的に適用しなければならない。ただし、IFRS 第 1 号が他の方法を許容または要求する免除または例外を設けている場合を除く。したがって、新規の IFRS を早期適用することを選択した初度適用企業には、新規の IFRS に関するいかなる経過措置も適用されない。
IFRS 第 3 号「企業結合」	共同支配企業についての範囲除外	共同支配の取決め自体の財務諸表における、全ての種類の共同支配の取決めの形成についての会計処理には IFRS 第 3 号が適用されないことを明確にするために、範囲のセクションが修正された。
IFRS 第 13 号「公正価値測定」	ポートフォリオの例外の範囲(52 項)	金融資産および金融負債のグループの純額ベースでの公正価値の測定についてのポートフォリオの例外の範囲は、IAS 第 32 号における金融資産または金融負債の定義を満たさない契約であっても、IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号の範囲に含まれ、それらに従って会計処理される全ての契約が含まれることを明確化するために修正された。 IFRS 第 13 号を将来に向かって最初に適用したことと整合的に、本修正は IFRS 第 13 号が最初に適用された事業年度の期首から将来に向かって適用しなければならない。
IAS 第 40 号「投資不動産」	IFRS 第 3 号と IAS 第 40 号の間の相互関係	IAS 第 40 号は、当該基準と IFRS 第 3 号「企業結合」が相互に排他的なものではなく、両基準の適用が要求されることを明確化するために修正された。したがって、投資不動産を取得する企業は、(a)当該資産が IAS 第 40 号における投資不動産の定義を満たすかどうか、(b)当該取引が IFRS 第 3 号の企業結合の定義を満たすかどうかについて決定しなければならない。 本修正は、2014 年 7 月 1 日以後開始する期間における投資不動産の取得に将来に向かって適用される。企業は、そのための情報が入手可能な場合にのみ、本修正を早期適用し、そして(または)過去の期間を修正再表示することができる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。